

# 令和6年度 市・県民税申告書の書き方

**令和6年度 市・県民税申告書** **申告書 表**

住所・氏名・生年月日・電話番号を記入

1 収入金額 (収入の記入欄)

2 所得金額 (所得の記入欄)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

**令和6年度 市・県民税の申告について**  
この申告書は、あなたが前年中(令和5年1月1日～令和6年12月31日)の収入を申告するものです。この申告の内訳は、市・県民税の計算資料となるだけでなく、所得控除証明書、納税記録等の資料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の特定資料ともなっております。

**※注意！※**  
左ページの1～4欄に記入した金額が申告額となります。必要項目の記入忘れにご注意ください。  
郵送で申告される場合は、記入漏れがあると、控除等が受けられないことがあります。  
なお、郵送の際は、申告書表面に記載の書類を同封してください。

**※ 申告書を選定で提出する場合はア、ウに該当する書類を添付して下記までお送りください。**  
ア 770-8821 下関市南第1号1号 下関市役所 市民税課  
ウ 770-8821 下関市南第1号1号 下関市役所 市民税課

**申告書の提出期限は、令和6年3月15日(金)です。**

**申告書 裏**

1 事業所得の内訳

2 不動産所得の内訳

3 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

4 所得控除(基礎控除等)に関する事項

5 配偶者控除に関する事項

6 所得控除(基礎控除等)に関する事項

7 基礎控除(基礎控除等)に関する事項

8 所得控除(基礎控除等)に関する事項

9 所得控除(基礎控除等)に関する事項

10 所得控除(基礎控除等)に関する事項

11 所得控除(基礎控除等)に関する事項

12 所得控除(基礎控除等)に関する事項

13 所得控除(基礎控除等)に関する事項

14 所得控除(基礎控除等)に関する事項

15 所得控除(基礎控除等)に関する事項

16 所得控除(基礎控除等)に関する事項

17 所得控除(基礎控除等)に関する事項

18 収入がなかった人の記載欄

**収入がなかったことを申告する場合**  
裏面の18「収入がなかった人の記載欄」のあてはまる番号を○で囲み、必要事項を記入します。

## 1 収入金額 (収入の記入欄)

該当する所得がある場合は、「1 収入金額」欄に所得の種類毎に合計金額を記入します。  
事業所得(営業等・農業)、不動産所得のある方は、営業帳簿等から申告書裏面の所得の内訳書を作成してください。  
給与所得と公的年金所得については、源泉徴収票の添付があれば裏面の記入は不要です。

## 2 所得金額 (所得の記入欄)

「2 所得金額」欄に、収入から必要経費を差し引いた金額を記入します。  
給与所得と公的年金所得については、裏面の計算式によって求めた金額を記入します。  
雑所得(合計)欄⑩は、公的年金所得⑦と業務に係る所得⑧(ケ欄から業務に係る必要経費を差し引いた金額)及び個人年金等の所得額⑨(ケ欄から掛金等の必要経費を差し引いた金額)の合計金額を記入します。

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 (控除内訳を記入)

### 【社会保険料控除⑬】

社会保険料の種類(国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)と1年間の支払金額を記入します。

### 【生命保険料控除⑮・地震保険料控除⑯】(裏面に計算方法の説明有)

種類毎に1年間に支払った掛金の合計額を記入します。ご家族分を負担している場合は合算することができます。

### 【寡婦⑰・ひとり親⑱・勤労学生⑲・障害者⑳・扶養控除㉑】(裏面に控除金額の説明有)

お一人を複数の方が扶養にとることはできませんので、重複しないようご注意ください。

(例) 父母が同じ子を扶養にとることはできません。

### 【配偶者(特別)控除㉒～㉔】(裏面に控除金額の説明有)

配偶者を扶養する場合に記入します。  
配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合には配偶者の合計所得金額欄に所得の金額を記入してください。

### 【16歳未満の扶養親族】

扶養控除の対象にはなりません。市・県民税の非課税判定に影響が出る場合があります。  
また、障害者控除をとることはできますので、対象者がある場合は忘れずに記入してください。

### 【基礎控除㉕】(裏面に控除金額の説明有)

合計所得金額が2,400万円を超えると減額、2,500万円を超えると適用されません。

### 【医療費控除㉖】

1年間に支払った医療費等と保険金などで補てんされる金額<sup>※1</sup>を記入してください。  
※1 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費を限度として差し引きます。引き切れない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。

「4 所得から差し引かれる金額」には、以下の㉖または㉗の計算の結果を医療費控除欄㉖に記入してください。(いずれか一方を選択してください。㉖は最高200万円 ㉗は最高88,000円)

㉖を選択した場合は、㉗の区分欄に「1」と記入してください。

㉗ 支払った医療費－保険金などで補てんされる金額－所得の合計金額(㉔)×5%(10万円を超えるときは10万円)

㉘ スイッチOTC医薬品購入費<sup>※2</sup>－保険金などで補てんされる金額－12,000円

㉙の申告には医療費控除の明細書<sup>※3</sup>を、㉖の申告にはセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。(領収書は提出不可です。5年間保管が必要です。)また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合、一定の取組<sup>※4</sup>を行う必要があります。

※2 スイッチOTC医薬品購入費・・・医師によって処方される医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費。レシートの商品名にマーク(★等)とともにセルフメディケーション税制対象商品である旨の記載があります。

※3 領収書をもとにご自身で作成した明細書を添付する必要があります。(領収書の提出による控除の申告はできません。)明細書の様式は問いません。参考の様式を下関市HPにて掲載しております(HPにて「医療費控除の明細書」で検索)。

※4 一定の取組・・・保険者(健康保険組合・市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)、市町村が健康増進事業として行う健康診査、インフルエンザ等の予防接種、勤務先での定期健康診断、特定健康診査、特定保健指導、市町村が実施するがん検診のうち、いずれかを受けていること(1つで可)。

## 4 所得から差し引かれる金額 (控除の記入欄)

左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に記入した内容から、裏面の計算式によって算出した控除金額を、「4 所得から差し引かれる金額」に記入します。(保険料等の支払証明書など、支払額が確認できる書類の添付が必要です。)

## ※ 収入がなかったことを申告する場合

裏面の18「収入がなかった人の記載欄」のあてはまる番号を○で囲み、必要事項を記入します。

給与収入から給与所得の計算

給与等の収入の合計金額 = (A) \_\_\_\_\_円

Table with columns for '給与等の収入の合計金額(A)円' and '給与所得の金額(円)'. It shows tax brackets and formulas for calculating taxable income from gross salary.

公的年金の収入から雑所得の計算

公的年金の収入の合計金額 = (C) \_\_\_\_\_円

Table showing the calculation of miscellaneous income from public pensions based on age and income level. It includes columns for '区分年齢', '公的年金等の収入金額合計(円)(C)', '割合(D)', and '控除額(円)(E)'.

公的年金の所得⑦ = (C) × (D) - (E) = (ア) \_\_\_\_\_円 ※1円未満の端数切り捨て

業務及びその他(雑所得)の計算

※ 雑所得(業務)は副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的な所得をいい、

雑所得(その他)は個人年金等の所得をいいます。

業務に係る雑所得⑧(収入 - 必要経費) = (イ) \_\_\_\_\_円

個人年金等に係る雑所得⑨(収入 - 必要経費) = (ウ) \_\_\_\_\_円

雑所得(合計)欄⑩に記入する金額 = (ア) + (イ) + (ウ) \_\_\_\_\_円

所得金額調整控除

給与所得控除、公的年金等控除等の適正化に伴い、所得金額調整控除が創設されました。(令和3年度課税より適用)

①介護・子育て世帯の場合

給与等の収入が850万円を超え、下記の(a)～(c)いずれかに該当する場合は給与所得の金額から、次の算式により計算した金額を控除

【算式】(給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円) × 10%

(a)特別障害者 (b)23歳未満の扶養親族を有する場合 (c)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの

②給与収入と公的年金等の収入の双方がある場合

給与収入と公的年金等の収入が双方あり、それらの所得金額の合計額が10万円を超える場合は給与所得の金額から、次の算式で計算した金額を控除

【算式】給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

①、②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除する。

<計算例>

昭和34年1月1日以前生まれで、受け取っている給与等の収入の合計金額が200万円及び公的年金の収入の合計金額が180万円である場合

・給与所得 = 2,000,000円 ÷ 4(千円未満の端数切り捨て) × 2.8 - 80,000 = 1,320,000円

・公的年金の所得 = 1,800,000円 - 1,100,000円 = 700,000円

【所得金額調整控除の計算】

100,000円(給与所得が1,320,000円のため上限額の10万) + 100,000円(公的年金の所得が700,000円のため上限額の10万) - 100,000円 = 100,000円(所得金額調整控除)

所得金額調整控除を給与所得から控除します。

1,320,000円(給与所得) - 100,000円(所得金額調整控除) = 1,220,000円 → 給与所得欄⑥に記入してください。

公的年金の所得は700,000円を雑所得(公的年金等)欄⑦に記入してください。

生命保険料控除

Table for Life Insurance Deduction. It details the calculation for general life insurance (new and old) and nursing care insurance, including formulas and maximum limits.

Table for Nursing Care Insurance Deduction, showing the calculation based on the amount of nursing care insurance paid.

Table for Individual Pension Deduction. It details the calculation for new and old individual pensions, including formulas and maximum limits.

Table for Calculation Method I (New Life Insurance, New Individual Pension, Nursing Care Insurance), showing the calculation of the deduction amount based on the total amount of payments.

Table for Calculation Method II (Old Life Insurance, Old Individual Pension), showing the calculation of the deduction amount based on the total amount of payments.

Table for Life Insurance Deduction Total, showing the sum of the deduction amounts from the previous tables.

地震保険料控除

Table for Earthquake Insurance Deduction. It details the calculation for earthquake insurance and old long-term damage insurance, including formulas and maximum limits.

Table for Calculation Method III (Old Long-term Damage Insurance), showing the calculation of the deduction amount based on the total amount of payments.

※ひとつの損害保険契約等が、地震保険料・旧長期損害保険料のいずれにも

該当する場合には、いずれか一方の契約のみに該当するものとして計算します。

Table for Earthquake Insurance Deduction Total, showing the sum of the deduction amounts from the previous tables.

配偶者控除・配偶者特別控除

Table for Spouse Deduction. It details the calculation for spouse deduction based on the taxpayer's income and the spouse's income.

Table for Spouse Special Deduction. It details the calculation for spouse special deduction based on the taxpayer's income and the spouse's income.

Table for Spouse Special Deduction. It details the calculation for spouse special deduction based on the taxpayer's income and the spouse's income.

インターネットを利用して申告書を作成できます。 下関市HPの住民税額シミュレーションをご利用ください。

※下関市HP⇒検索⇒『住民税額シミュレーション』と入力 ⇒『市・県民税(個人住民税)の試算と申告書の作成ができます。』を選択 ⇒『市・県民税(個人住民税)の試算・申告書の作成コーナー』のリンクを選択

申告書を郵送で提出する場合は、下記までお送りください。

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所 市民税課 電話番号:083-231-1916

寡婦・ひとり親・勤労学生・障害者・扶養控除・基礎控除

Table for Widow, Single Parent, Working Student, Disabled Person, Support, and Basic Deductions. It details the calculation for each type of deduction, including the amount and conditions.

※1 「同一生計配偶者」として扶養の人数には含まれません。(非課税限度額の計算や障害者控除の対象となります)

※2 同居老親等とは、老人扶養親族が納税義務者又はその配偶者と同居しており、そのいずれかの直系尊属である場合をいいます。

※3 年少とは、平成20年1月2日以降に生まれた方 特定とは、平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた方 老人とは、昭和29年1月1日以前に生まれた方をいいます。